

民法の思考フロー

第1 原告（訴状）

1 請求（主張）

「訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければなら」ず、訴状には、「当事者」並びに「請求の趣旨及び原因」を記載しなければならない（民事訴訟法 134 条 1 項、2 項各号）

→「請求」は、「法律の素人である原告の立場」に立って考えるが、①金銭の支払請求、②物の引渡請求・明渡請求（なお、建物収去土地明渡請求に注意）、③移転登記手続請求・抹消登記手続請求のいずれかであることがほとんど（例外は、詐害行為取消請求（424 条）、追完（修補）請求（562 条）、謝罪広告請求（723 条）、所有権確認請求等）

→取消し、相殺、解除等の「主張」は「請求」ではない（請求は「請い求める」という字を書くが、これらは一方的な「意思表示」によって行うものであって（123 条、506 条 1 項、540 条 1 項等）、「求める」ものではない。ただし、試験では、「主張の当否」が問われることもあることには注意）

Ex1. 「被告は、原告に対し、金 1000 万円を支払え」

Ex2. 「被告は、原告に対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡せ」

Ex3. 「1 被告と Z との間でなされた、甲土地についての財産分与は、これを取り消す
2 被告は、甲土地について、所有権移転登記の抹消登記手続をせよ」

2 法的根拠

原告の「請求」（主張）を基礎付ける「直接の法的根拠」（条文、訴訟物）を特定

→当事者間に契約関係がある場合は、契約上の請求権（契約の無効・取消しの場合の原状回復請求権（121 条の 2 第 1 項、545 条 1 項本文）、契約違反の場合の債務不履行に基づく損害賠償請求権（415 条）等も含む）を、契約関係がない場合は、①物権、②法定債権（事務管理（697 条）、不当利得（703 条）、不法行為（709 条）等）、③債権者代位権（423 条）、④詐害行為取消権（424 条）を検討¹

¹ 平成 28 年司法試験の採点実感等に関する意見（民事系科目第 1 問）10 頁も、「多数の者が登場する事例においても 2 人ずつの関係に分解し、そのそれぞれについて契約関係の有無を調べるのが出発点となる。契約関係があれば、広い意味の契約法（契約の無効・取消しの場合の給付不当利得なども含む）の適用が問題となり、そうでなければ、物権的請求権や不法行為、侵害利得や事務管理の適用が問題となる」と述べている

Ex1. 不法行為に基づく損害賠償請求権（709 条）

Ex2. 所有権（206 条）に基づく返還請求権

Ex3. 詐害行為取消権（424 条）

3 要件

当該「法的根拠」の「要件」を抽出し、その「全て」について要件該当性を検討（ただし、要件を 1 つでも満たさなければ効果は発生しない以上、満たされない要件があると考えられる場合は、論述を当該要件に絞るのもあり）

→ 条文から要件を抽出する場合と、要件事実論で要件を抽出する場合を使い分ける（傾向としては、債権の問題では条文から、物権の問題では要件事実論で要件を抽出する方がわかりやすく、書きやすい）

→ 「条文に書いてある要件の列挙」は不要（条文の「コピペ」で点数が入るような試験とは思えないので、時間と答案スペースと労力の浪費でしかないし、経験則上、「要件列挙型答案」は、要件列挙が不正確・不十分になりがち）

→ 「条文にない要件」や「別の条文に記載されている要件」に注意

→ 解釈（論点）の約 90% は、要件に該当するかが「よくわからない」場合に生じるもの（残りの約 5% ずつが法的根拠と効果をめぐる論点）

→ その原因としては、① 条文文言が抽象的すぎて具体的な意味・内容が「よくわからない」場合や、② 当該条文が想定している典型的な事態と異なる事態が起こったので、当該条文を適用できるのか「よくわからない」場合等がありうる（そもそも、「解釈」とは「言葉や文章の意味・内容を解きほぐして明らかにすること」をいうのであり（デジタル大辞泉）、初めからその意味・内容が「よくわかる」のであれば、「解釈」の必要はない）

Ex1. ① 「故意又は過失」

② 「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害」

③ 「損害」

④ 「よって」（因果関係）（709 条）

Ex2. ① 原告が甲土地を所有していること

② 被告が乙建物を所有して甲土地を占有していること

Ex3. ①「債権者」

- ②「債務者が債権者を害することを知ってした行為」
- ③「受益者……がその行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったとき」でないこと（以上、424条1項）
- ④「財産権を目的としない行為」でないこと（同条2項）
- ⑤「債権が……行為の前の原因に基づいて生じたものである」こと（同条3項）
- ⑥「債権が強制執行により実現することのできないもの」でないこと（同条4項）

4 効果

当該「法的根拠」の「要件」を全て充たす場合、その「効果」が原告の「請求」（主張）に対応しているか否かを確認（自明すぎる場合は書かなくてもよい）

Ex1. 「賠償する責任を負う」（709条）

Ex2. 所有権に基づく返還請求権（建物収去土地明渡請求権）の発生

Ex3. 「取消しを裁判所に請求することができる」（424条1項本文）

- 「債権者は……取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる」（424条の6第1項）
- 「債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる」（424条の8第1項）
- 「債権者は……財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、……その支払又は引渡しを……自己に対してすることを求めることができる」（424条の9第1項前段）

第2 被告（答弁書）

1 反論（「抗弁事実」（民事訴訟規則80条1項前段））

これも「法律の素人である被告」の立場に立って、「反論」（抗弁）を想定

Ex1. 過失相殺

Ex2. ①売買契約による所有権喪失、②占有権原（賃借権）

2 法的根拠

被告の「反論」(抗弁)を基礎付ける「法的根拠」を特定

Ex1. 722 条 2 項

Ex2. ①555 条、176 条、②601 条

3 要件

当該「法的根拠」の「要件」を抽出し、その「全て」について要件該当性を検討

Ex1. ①「被害者」、②「過失」(722 条 2 項)

Ex2. ①売買契約の成立＝「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること」(555 条)

②⑦賃貸借契約の成立＝「当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約すること」(601 条)

①⑦に基づく「引渡し」

4 効果

当該「法的根拠」の「効果」が被告の「反論」(抗弁)に対応しているか否かを確認

Ex1. 「裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる」(722 条 2 項)

Ex2. ①「物権の……移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる」(176 条)

②所有権に基づく返還請求権の行使を阻止

第3 原告(第1準備書面)

再反論(「再抗弁事実」(民事訴訟規則 81 条前段))→法的根拠→要件→効果

第4 被告（準備書面(1)）

再々反論（再々抗弁事実）→法的根拠→要件→効果

： （以下、お互いの主張反論が尽きるまで続く）

第5 裁判官

判決（原告の請求が認められるか否かの判断）

補論 実際の訴訟と答案との違い

実際の訴訟では、当事者の主張反論が尽くされてから裁判所が判断する（判決を書く）が、答案では、「請求（主張）→法的根拠→要件→効果」、「反論→法的根拠→要件→効果」の枠組みに沿って1つ1つ検討する中で結論が出てしまえば、それ以上検討する必要はない